

山梨県立大学保健センター運営委員会規程

(平成22年4月1日制定 保健セ6008号)

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨県立大学保健センター運営規程第5条2項の規定に基づき、山梨県立大学保健センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 委員会は、山梨県立大学保健センター（以下「センター」という。）の円滑な管理・運営を図るため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生及び教職員の健康の保持増進に関する事項
- (2) センターに関する規則等の制定・改廃に関する事項
- (3) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 学校医
- (3) 各学科から選出された教員
- (4) センターに所属する教員
- (5) センターに所属する技術職員
- (6) 経営企画課長
- (7) 学務課長
- (8) 保健課長
- (9) 池田事務室長

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(運営会議)

第6条 委員会に必要に応じて運営会議を置くことができる。

2 運営会議に関し必要な事項は別に定める。

(事務)

第7条 委員会の事務は、保健課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。